

# 高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
◎県税に係る徴収金の収納事務の委託（税 務 課）	1
○道路の区域変更（道 路 課）	1
○道路の供用開始（ ” ）	1
◎県営住宅の家賃等の収納事務の委託（住 宅 課）	1
◎特定公共賃貸住宅の家賃等の収納事務の委託（ ” ）	3
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（農業基盤課）	3
○土地改良区の定款変更の認可（ ” ）	3
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	3
高知県公営企業局告示	
◎高知県立あき総合病院に係る病院事業料金の収納事務の委託	4
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	4
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出	5
○政治団体の届出事項の異動の届出	5
○政治団体の解散の届出	6
○資金管理団体でなくなった旨の届出	6

## 告 示

### 高知県告示第435号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき県税に係る徴収金（以下「徴収金」という。）の収納事務を次のとおり委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成29年5月19日

高知県知事 尾崎 正直

委託した者		委託の内容	委託期間
所在地	名称		
東京都中央区日本	地銀ネットワ	徴収金の収	平成29年4

橋本石町四丁目6番7号	ークサービス株式会社	納事務の取りまとめ	月1日から平成30年3月31日まで
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務	”
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン	”	”
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	株式会社ファミリーマート	”	”
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	山崎製パン株式会社	”	”
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	ミニストップ株式会社	”	”
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ	”	”
神奈川県横浜市中区日本大通17番地	株式会社スリーエフ	”	”
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン	”	”
東京都中央区日本橋一丁目1番1号	国分グロースチェーン株式会社	”	”
北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地	株式会社セコマ	”	”
東京都港区港南一丁目8番27号	株式会社しんきん情報サービス	”	”

### 高知県告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年5月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成29年5月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安居公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町宮ヶ平字山口87番から吾川郡仁淀川町宮ヶ平字キブ子山246番6まで	前	5.4 }	155
	後	6.3 }	155

### 高知県告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成29年5月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成29年5月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 甲殿弘岡上
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市春野町森山字スス亀271番1から高知市春野町森山字スス亀2706番まで	227	平成29年5月19日

### 高知県告示第438号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき県営住宅の家賃等の収納事務を次のとおり委託したの

で、同条第2項の規定により告示する。  
平成29年5月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 委託した者の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市九反田4番10-401号  
高知県住宅供給公社
- 2 委託に係る県営住宅の名称及び位置並びに委託の内容

県営住宅		委託の内容
団地名	位置	
鏡水	高知市上町四丁目	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
大津	高知市大津	〃
若草町	高知市若草町	〃
若草南	高知市若草南町	〃
介良	高知市介良	〃
船岡	高知市神田	〃
小高坂三の丸	高知市平和町	〃
宇治	吾川郡いの町	〃
長浜馬場の西	高知市長浜	〃
柳ノ内	室戸市室津	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）第20条第1項第3号に掲げる費用（以下この表において「費用」という。）の収納事務
行当	室戸市元	〃

土佐山田	香美市土佐山田町	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
鏡川	高知市鴨部一丁目	〃
潮江	高知市小石木町	〃
船岡南	高知市神田	〃
桜ヶ丘	安芸市桜ヶ丘町	〃
沖田	高知市朝倉	〃
別所山	香南市赤岡町	〃
日高	高岡郡日高村	〃
元	室戸市元	〃
十津南	高知市十津五丁目	〃
春野	高知市春野町内ノ谷	〃
天神南	安芸郡奈半利町	〃
鏡野	香美市土佐山田町神母ノ木	〃
窪川	高岡郡四万十町	〃
奈半利	安芸郡奈半利町	〃
佐喜浜	室戸市佐喜浜町	〃
蒲原	南国市岡豊町蒲原	〃
赤岡	香南市赤岡町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
安芸東	安芸市川北	家賃及び使用料並びに

		共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
野根	安芸郡東洋町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
横浜	高知市横浜新町二丁目	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
田野	安芸郡田野町	〃
南国	南国市小籠二丁目	〃
中村	四万十市中村丸の内	〃
桜川	須崎市押岡	〃
吉川	香南市吉川町吉原	〃
土佐	土佐市蓮池	〃
清水	土佐清水市幸町	〃
赤岡東	香南市赤岡町	〃
十市	南国市緑ヶ丘一丁目	〃
佐川	高岡郡佐川町	〃
日高東	高岡郡日高村	〃
宿毛	宿毛市平田町	〃
宝永	安芸市宝永町	〃
中村北	四万十市安並	〃
鴨部	高知市鴨部二丁目	〃
奈半利東	安芸郡奈半利町	〃

佐賀	幡多郡黒潮町	〃
本山	長岡郡本山町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
横浜第二	高知市横浜新町一丁目	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
田野西	安芸郡田野町	〃
土佐南	土佐市蓮池	〃
吉川西	香南市吉川町吉原	〃
羽根	室戸市羽根町	〃
野根第二	安芸郡東洋町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
大方	幡多郡黒潮町	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
菜生	室戸市室戸岬町	家賃及び使用料、共同施設駐車場の使用料及び保証金並びに費用の収納事務
竹島	高知市南竹島町	家賃及び使用料並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
朝倉	高知市朝倉本町一丁目	〃
羽根第二	室戸市羽根町	〃

八反町	高知市八反町二丁目	家賃並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務
-----	-----------	----------------------------

3 委託期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

**高知県告示第439号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき特定公共賃貸住宅の家賃等の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年5月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 委託した者の主たる事務所の所在地及び名称  
高知市九反田4番10-401号  
高知県住宅供給公社
- 2 委託に係る特定公共賃貸住宅の名称及び位置並びに委託の内容

特定公共賃貸住宅		委託の内容
団地名	位置	
横浜第二	高知市横浜新町一丁目	家賃並びに共同施設駐車場の使用料及び保証金の収納事務

3 委託期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南国市東沢土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成29年5月19日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住所
(退任)		
理事	北村 和夫	南国市十市 84番地
〃	土居 篤男	〃 〃 311番地
〃	土居 一水	〃 〃 926番地
〃	村田 陽勇	〃 〃 2226番地
〃	森尾 稔	〃 〃 1891番地
〃	山本 義幸	〃 〃 2708番地

- 〃 門田 佳久 〃 〃 2998番地
- 〃 鍋島 恒久 〃 〃 4693番地
- 〃 森尾 政義 〃 〃 1657番地
- 〃 八松 敬昌 〃 浜改田2240番地
- 監事 土居 述美 〃 十市 5651番地
- 〃 松岡 毅 〃 〃 939番地
- 〃 宮崎 孝雄 〃 〃 1721番地

(就任)

- 理事 土居 護 南国市十市 651番地
- 〃 土居 篤男 〃 〃 311番地
- 〃 土居 一水 〃 〃 926番地
- 〃 村田 陽勇 〃 〃 2226番地
- 〃 森尾 孝章 〃 〃 1891番地の2
- 〃 八松 敬昌 〃 浜改田2240番地
- 〃 門田 佳久 〃 十市 2998番地
- 〃 鍋島 恒久 〃 〃 4693番地
- 〃 土居 修實 〃 〃 1658番地
- 監事 土居 述美 〃 〃 5651番地
- 〃 宮崎 孝雄 〃 〃 1721番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南国市東沢土地改良区の定款の変更を平成29年5月8日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成29年5月19日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成29年5月19日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成28年5月20日 28高都計第151号	香南市香我美町上分 字貞数1718番地ほか	広島県広島市中区 上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館 中国四国防衛局長

菅原 隆拓

公 営 企 業 局 告 示

高知県公営企業局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき高知県立あき総合病院に係る病院事業料金の収納事務を次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成29年5月19日

高知県公営企業局長 井奥 和男

所在地	名称	委託期間
東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	株式会社ニチイ学館	平成29年4月1日から平成33年3月31日まで

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第7号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施する。

平成29年5月19日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

1 審査の種類、期日及び場所

(1) 審査の種類

規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。

ア 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）

イ 普通自動車免許

ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）

エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）

(2) 審査の期日

平成29年6月19日（月）から同月30日（金）まで（土曜日

及び日曜日を除く。）

(3) 審査の場所

吾川郡いの町枝川200番地  
高知県警察本部交通部運転免許センター

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

(2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。

(3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。

ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証

イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証

ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証

エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証

オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る技能検定員資格者証

カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る教習指導員資格者証

3 審査の実施に関する事項

(1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行う

許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能		ものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能	論文式の筆記試験により

の評価方法に関する知識	行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
-------------	-----------------------------------

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。

技能	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員審査（大型自動車免許等23,100円、普通自動車免許19,650円、特定第一種免許14,500円、大型自動車第二種免許等21,700円）
- イ 教習指導員審査（大型自動車免許等14,600円、普通自動車免許11,800円、特定第一種免許9,400円、大型自動車第二種免許等12,750円）

4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係（電話番号088-893-1221内線372）に問い合わせること。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成29年5月19日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
かつとうまこと後援会	松谷 拓郎	甲藤 眞	土佐清水市本町3番29号	平29・3・22

高知県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成29年5月19日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	日本共産党幡多地区委員会（坂本 靖）	金子 協輔	金子 協輔	異動なし	平29・3・15
新		坂本 靖	坂本 靖		
旧	日本共産党東部地区委員会（神田 一成）	岡田 芳秀	浦 準一	異動なし	平29・3・23
新		神田 一成	岡田 芳秀		
旧	自由民主党高知県郵政政治連盟支部（宮川 大介）	松本 正文	森本 博明	高知市加賀野井二丁目5-8	平29・3・27
新		宮川 大介	安岡 和宏	香美市土佐山田町神母ノ木486-3	
旧	自由民主党佐川町支部（藤原 健祐）	異動なし	岡村 統正	異動なし	平29・3・31
新			片岡 勝一		

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称（代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
----	------------	--------	----------	------------	-------

	名)			在地	日
旧	全国小売酒販政治連盟高知県支部	異動なし	西澤 敏行	異動なし	平29・3・1
新	(山崎 澄男)		秋月 孝夫		
旧	政治結社大行社高知支部	異動なし	松下 一豊	異動なし	平29・3・6
新	(西澤 多賀男)		大楠 将之		
旧	泥谷光信後援会	異動なし	異動なし	土佐清水市下川口954	平29・3・1
新	(瀧澤 満)			土佐清水市西町1-9	
旧	竹中真智子後援会	異動なし	竹中 良敏	異動なし	平29・1・15
新	(濱岡 藤吉)		竹中 正仁		
旧	高知県中小企業政策推進協議会	異動なし	藤田 光三	異動なし	平28・6・10
新	(町田 貴)		浅津 博		
旧	立憲主義をとりもどし、平和と希望ある共生社会をめざす県民連合 高知	五島 正規	異動なし	高知市北本町四丁目4-23 ヤングプラザビル2階	平29・3・1
新	(土居 保夫)	土居 保夫		高知市本町四丁目1-32 こうち勤労センタ	

				一5階	
旧	しみずを愛する会	異動なし	異動なし	土佐清水市浦尻448-1	平29・3・14
新	(岡本 詠)			土佐清水市天神町3-15	
旧	野村昌枝後援会	森澤 清	異動なし	異動なし	平29・3・11
新	(別役 富幸)	別役 富幸			
旧	日本司法書士政治連盟高知会	勢田 博之	異動なし	異動なし	平28・5・21
新	(細田 長司)	細田 長司			
旧	高知県医師連盟	異動なし	刈谷 隆明	異動なし	平28・6・11
新	(岡林 弘毅)		坂本 一洋		
旧	久武啓士後援会	大原 正宏	異動なし	異動なし	平29・3・29
新	(久武 啓士)	久武 啓士			
旧	きよとう真司後援会	異動なし	柿本 尚也	異動なし	平29・3・30
新	(浜田 義隆)		小泉 潤		

**高知県選挙管理委員会告示第31号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

平成29年5月19日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
大月ふれあいの会	佐々倉 清子	平28・12・20
宮本ひろゆき後援会	伊与田 耕一	平29・2・28
元気な土佐をつくる会	武石 利彦	平28・12・31
小松重富後援会	川村 国男	平28・12・20
住民参加をすすめる会	中元 美世	平28・12・30
山崎朗後援会	山崎 朗	平29・3・23
杉村あきお後援会	田中 實	平29・3・20
小川かつみ高知県後援会	日野 工	平29・3・28

**高知県選挙管理委員会告示第32号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

平成29年5月19日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信  
法第19条第3項第2号の規定による届出に係る資金管理団体

資金管理団体の届出をした者の氏名	名称	資金管理団体でなくなった年月日
武石 利彦	元気な土佐をつくる会	平28・12・31